ご家庭や事業所に

無償で「防災ラジオ」を貸し出します

「防災ラジオ」を通じて、避難勧告などの緊急災害情報が一斉に放送されます。

「防災ラジオ」の取り付けを希望する世帯や事業所は申請が必要です。

【対象者等】
① 住民票の有無に関わらず、市内に居住し、取り付けを希望する世帯。
② 取り付けを希望する市内事業所（商店、工場、事務所、銀行、学校、旅館、病院、福祉施設等）

【事業の概要】
① 杵築市のケーブルテレビのケーブル線を分配し、「防災ラジオ」を取り付けて使用します。
②「防災ラジオ」の取り付けを希望する世帯や事業所に、原則１台を無償で貸し出します。

【費用の負担】

区　分	宅外工事	宅内工事	備　考
ケーブルテレビに加入済の場合	不　要	・市の負担の上限18,000円（税抜、2台目以降の工事費用を含む） ・ケーブルテレビ線を分配し、「防災ラジオ」を接続する工事を基本工事とする	・ケーブルテレビの月額使用料は利用者負担継続 ・防災ラジオの利用料不要
ケーブルテレビに新規加入する戸建ての場合 ※	原則、市が工事費を負担		・ケーブルテレビ加入金免除 ・新規月額使用料860円は利用者負担 ・ケーブルテレビ視聴可能 ・防災ラジオの利用料不要
ケーブルテレビに新規加入する集合住宅及び事業所の場合 ※	現地調査により工事費負担を決定		
ケーブルテレビに今後も未加入の戸建て、集合住宅及び事業所の場合			・ケーブルテレビ視聴不可 ・防災ラジオの利用料不要

※申請書の受け付けは３月から行っていますが、ケーブルテレビ新規加入時の宅外・宅内工事費の市の負担や加入金免除は平成26年７月１日から開始されます。なお、平成26年12月28日までのお申し込みが対象です。

【防災ラジオ貸し出し台数】
①原則１世帯に１台ですが、希望があれば複数台取り付けできます。(2台目から有料)
②住民票上で世帯分離されていても、生計同一が認められる場合は１台の貸し出しとなります。
③住民票上で世帯分離されていなくても、別生計と認められた場合はその世帯数貸し出しできます。
④集合住宅（マンション・アパート）に関しては、入居者世帯数の貸し出しとなります。

【申請書の入手・提出】
・申請書がお手元に届かない場合は、下記の場所で入手できます。また、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
・申請書の提出先は下記のとおりです。

［杵築地域］
・市役所本庁舎２階 危機管理課
・きつき生涯学習館１階 事務室
・奈狩江地区公民館
・大内地区公民館
・東地区公民館
・八坂地区公民館
・北杵築地区公民館

［山香地域］
・市役所山香庁舎１階 山香振興課
・東山香地区公民館
・立石地区公民館
・山浦地区公民館
・上地区公民館

［大田地域］
・市役所大田庁舎１階 大田振興課

申請一次締切日　平成26年６月30日（月）
最終締切日　平成26年12月28日（日）

こんなお問い合わせがありました Q&A

Q1 「防災ラジオ」はどういう目的で取り付けるのですか？また、必ず取り付けなければなりませんか？

A 「防災ラジオ」の取り付けは、災害の起こる恐れがあるとき、または災害が起こったときに、災害情報・避難情報などをお知らせすることを目的としています。
取り付けは強制ではありませんが、災害情報等をお伝えすることを主な目的としていますので、できる限り取り付けをお願いいたします。

Q2 住民票は同一世帯になっていますが、家屋が別棟で２軒あり、別々に生活しています。
このような場合の「防災ラジオ」の無料貸し出しは、１台のみですか？

A 生活の実態に合った貸し出しを考えていますので、それぞれの家屋に1台ずつ、計２台の貸し出しになります。この場合は２台とも無料です。
ご希望により、１軒の家屋の居間や寝室などに２台取り付けることもできますが、このような場合は２台目の「防災ラジオ」本体と取り付けに係る費用は有料となります。
いずれも「防災ラジオ」自体の利用料はかかりません。

Q3 現在ケーブルテレビに加入しておらず、今後も加入予定はありませんが、「防災ラジオ」を取り付けられますか？

A 取り付けられます。
立地条件等によっては利用者の費用負担をご相談させていただくこともありますが、緊急時の放送は命にかかわることもありますので、原則無料です。

Q4 現在ケーブルテレビに加入していますが、「防災ラジオ」の取り付け工事はどのようなものですか？また、費用負担はどうなりますか？

A 工事は、現在テレビに接続しているケーブル線を２本に分け、「防災ラジオ」を取り付ける簡単なものです。
利用者の費用負担はありません。

Q5 「防災ラジオ」は緊急時のみ放送するのですか？

A 緊急時以外は、月に２度程イベント情報や、地区の健康診断の日程などの行政情報を放送する予定です。また、行政区単位で「運動会」や「清掃活動」などのお知らせにも使うことができます。
普段から使用することで、故障や不調に気付くことができます。

Q6 工事はいつ頃から始まりますか？

A ７月以降になる予定です。
年度内で約13,000件の取り付けを見込んでいますので、戸別の取り付けの時期は未定です。

Q7 取り付けの申請期限はいつまでですか？

A 一次締切を平成26年６月末としています。最終締切は平成26年12月28日ですが、早めの申請をお願いします。

ここに掲載している以外にもご質問等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
【問い合わせ】 危機管理課（☎0978-62-3131）

市長室から Vol.1

杵築市長　永松 悟

自主防災組織の活性化が大切な命を守ります

今月から新年度が始まり、市役所に新しい課ができました。「危機管理課」です。防災や消防など、市民の皆さんの安心・安全面をさらに充実させようと設置しました。
ケーブルテレビ網を利用した防災ラジオの配備や防災士の育成、さらには地区ごとの避難訓練の実施などに積極的に取り組んでいきたいと考えています。
私も２月に二日間の防災士の養成研修と資格試験を受け、防災士の資格を取りました。そこで学んだのは自主防災組織の大切さです。
自主防災組織とは、「地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営などを行うために、自主的に作られる組織」です。
阪神・淡路大地震では家屋倒壊のため３万５千人が生き埋めになり、このうち消防・警察・自衛隊が救出したのは８千人、残りの２万７千人は近隣の住民が助け出しました。このことが、全国で自主防災組織の結成が進むきっかけとなりました。
杵築市では１８７地区のうち自主防災組織が結成されていない地区が27（15％）あります。結成しているところも７割が避難訓練などの活動ができていません。
高齢化や核家族化が進む中、いざ災害が起こったときに地域の病弱な高齢者や障がいのある方をどう守るのか、地域の結束が求められています。市も全力でサポートしてまいりますので、一緒に頑張りましょう。